

令和2年 第12回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日（水）午後2時40分から午後3時36分まで

2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 6階大会議室A、B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員	7番	小林秀男
委員	11番	本島光雄

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 飯島浩之
	主査 飯塚康夫
	主事 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和2年第12回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号7番 小林秀男委員、議席番号11番 本島光雄委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は16名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和2年第12回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 小関昭男委員、議席番号12番 大拙 孝委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条595番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は2.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン2台、田植機2台、草刈機1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は520日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条596番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.3km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は380日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積

は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条597番は、契約内容は、使用貸借権の設定10年。申請地までの距離は5.9km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、播種5点セット2セット、ひっぱりくん1台、ほる兵衛1台をリースしております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条598番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.3km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条599番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.4km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は590日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条600番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.03km、所要時間が2分です。大農機具の所

有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条601番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は10km、所要時間が20分です。大農機具又は家畜の所有状況は、ヒツジ16頭、草刈機1台、軽トラック1台を所有しており、トラクター1台を購入予定となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は545日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条602番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.2km、所要時間が3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号3条597番については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。597番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

11月20日に、委員6名が出席して審査会を行いました。

3条597番の案件について報告します。

本申請につきましては、使用貸借権の設定1筆の申請になります。

申請人は、昨年の夏にお父さんと共同経営にて認定農業者を取るなど昨年からの農業経営をお父さんとおこなってきました。今回、個人での農業経営をしていこうと考え、新規就農の申請をされました。

申請地の現況は、いずれも特に問題なく、現時点ではおひとりで農業経営をしていきます。

作付計画としましては、初めの2年ほどは長ネギ、それ以降はネギの規模を増やしていくこととともに水稻もおこなっていく予定となっております。

販売先ですが、長ネギはJA佐野、給食センター、イオンモール、板倉の夜市場等に出荷予定です。水稻については、連携福祉施設や職員へ販売、残りは自家消費する予定です。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。審査会の結果については、報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条34番について報告します。

2の検討状況ですが、転用面積が「2a未満」で、転用目的が自己の耕作のための「農業用倉庫」であることから、農地の自己転用の制限の例外に該当するものと判断しました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条773番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

申請地の西と南東の少し離れた場所に畑がありますが、影響はないと思われます。また、申請地の隣接地も太陽光発電設備として利用されています。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条774番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条775番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条776番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和2年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地464番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

す。非農地465番について報告いたします。

願出地の南は畑ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(大拙 孝委員 挙手)

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

都市計画法の線引きはいつ行われたのでしょうか。

事務局

昭和45年に行われています。

12番
大拙委員

わかりました。

議長

その他質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の9番、10番について、議席番号8番 新井 勉委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割し

て質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第5号 利用権設定関係の9番、10番について審議します。新井勉委員の退室をお願いします。

(新井 勉委員 退室15:30)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号 利用権設定関係の9番、10番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号 利用権設定関係の9番、10番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室15:31)

次に、議案第5号 利用権設定関係の9番、10番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号 利用権設定関係の9番、10番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号 利用権設定関係の9番、10番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定

について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年11月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」は、計画のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第12回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時36分閉会